

【必ずお読みください】

お客様は、株式会社NTTデータ数理システム（以下「当社」という）の学生研究奨励賞用貸与版ソフトウェア（以下「本ソフトウェア」という）を使用するにあたり、以下の学生研究奨励賞用貸与版ソフトウェア使用許諾条件（以下、「本契約」という）の内容に同意いただく必要があります。同意いただけない場合、お客様は、本ソフトウェアを使用することはできません。

本契約の内容を十分にご確認の上、本契約に同意いただける場合は、学生研究奨励賞エントリーフォームに貸与希望の旨を記入の上、当社宛にお送りください。

学生研究奨励賞用貸与版ソフトウェア使用許諾条件

（契約の成立）

第1条 お客様は、次の各号のいずれかを行った場合に、本契約の内容に同意したものとみなされ、このお客様の同意をもって、本契約は成立するものとします。

- (1) 学生研究奨励賞のエントリーフォームに貸与希望の旨を記入の上、当社へ送付したとき。
- (2) 本ソフトウェアを封入する包装を開封したとき。
- (3) 本ソフトウェアの全部又は一部を、コンピュータに搭載又は接続するハードディスク、メモリ、CD型記録メディア、DVD型記録メディア、その他の記録媒体（以下「記録媒体」という）へインストール等により一時的であるか否かを問わず保存したとき。
- (4) 本ソフトウェアを使用したとき。

（著作権）

第2条 本ソフトウェアの著作権及びその他一切の権利は、当社あるいは当社に権利を許諾する第三者に帰属します。

- 2 本契約にかかわらず、本ソフトウェアに含まれるオープンソースソフトウェア（以下、「OSS」という）については、それぞれのOSSに適用されるライセンス条件が優先して適用されます。
- 3 OSSのライセンス条件に基づき、OSSの使用・再配布・修正などの際には、当該ライセンスの条項を遵守する必要があります。
- 4 本ソフトウェアに含まれるOSSのリスト及び各OSSのライセンス原文は、以下の方法で確認できます。
 - ・当社Webサイト内の指定ページ（最新版のみ<https://www.msi.co.jp/packages/OSSLicense/index.html>）
 - ・本ソフトウェアISOファイル内に格納された「OSSリスト」ファイル
- 5 当社のソフトウェア製品に対応するOSSリストのファイル名は表1の通りです。

表 1 当社のソフトウェア製品に対応するOSSリストファイル名

製品名	OSSリストファイル名
Alkano	Alkano_BLS_OSSリスト.pdf MSIPython_OSSリスト.pdf
BayoLinkS	Alkano_BLS_OSSリスト.pdf MSIPython_OSSリスト.pdf
Text Mining Studio	TMS_OSSリスト.pdf MSIPython_OSSリスト.pdf
Nuorium Optimizer	NUOPT_OSSリスト.pdf
S-Quattro Simulation System	S4_OSSリスト.pdf

（使用許諾）

第3条 当社はお客様に、本ソフトウェアを学生研究奨励賞への応募を目的とした非営利かつ学術的研究の範囲において、日本国内における非独占的な使用を許諾します。

- 2 お客様は、本ソフトウェアを、お客様が使用するコンピュータにおいて、別添の「学生研究奨励賞2025貸与ライセンスEID通知書」に定められた機能と利用環境および数量を限度として、使用することができます。
- 3 お客様は、本ソフトウェアを自らが使用する目的において、前項に掲げるコンピュータにて用いられる記録媒体に複製（本ソフトウェアのインストールを含む）することができます。

- 4 お客様は、本ソフトウェア利用のために、サンプルスクリプトおよびサンプルプロジェクトを改変して使用することができます。また、サンプルスクリプトもしくはそれに改変を加えたもの（オブジェクトコード、ソースコードあるいはその両方）を複製して再配布することができます。
- 5 本契約は、お客様によって複製されたソフトウェアについても、適用されるものとします。
- 6 お客様は、本ソフトウェアの使用期間中、「学生研究奨励賞2025貸与ライセンスEID通知書」を適切に管理・保管するものとします。

（禁止事項）

- 第4条 お客様は、本ソフトウェア及びその複製物を、譲渡、貸与、リース、公衆送信（送信可能化を含む）、及びその他の方法による第三者への提供を行ったり、再使用許諾したりすることはできません。
- 2 お客様は、本ソフトウェアの全部又は一部について、翻訳、翻案、修正、改変、追加、及び逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング（実行ファイル、オブジェクトコード等を解析して人間が読み取り可能な形式に変換すること）を行うことはできません。
 - 3 お客様は、本ソフトウェアに表示された著作権表示を削除することはできません。
 - 4 お客様は、当社の書面による承諾を得ることなく、本契約に定められる条件を超えて、本ソフトウェアを使用したり、本契約上の地位、本契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に承継又は譲渡したりすることはできません。

（機密保持）

- 第5条 お客様は、本契約により提供される本ソフトウェア、その関連書類等の情報及び本契約の内容のうち公然と知られていないものについて、その機密を保持するものとし、当社の承諾を得ることなく、いかなる第三者に対しても開示又は漏洩してはなりません。
- 但し、OSSの著作権者より開示を義務付けられているものについてはこの限りではありません。

（保証）

第6条

- 当社は、お客様に対し、ソフトウェアの動作保証、使用目的への適合性の保証、使用結果についての的確性や信頼性の保証、第三者の著作権その他の権利の非侵害性の保証、他のソフトウェア又はハードウェアに対する悪影響の不発生、その他ソフトウェアに関して一切の保証をするものではありません。お客様は、自己の責任と負担においてソフトウェアを使用するものとし、ソフトウェアの使用によってお客様に生じた損害（直接的、間接的を問わず、契約不適合責任も含む）に対して、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 2 当社は、本ソフトウェアが第三者の著作権、その他如何なる権利も侵害しないことを保証しません。また、著作権、その他の権利侵害を直接又は間接の原因としてなされる如何なる請求（お客様と第三者との間の紛争を理由に、お客様からなされる請求を含む）に関しても、当社は一切の責任を負いません。

（輸出管理）

- 第7条 お客様が、本ソフトウェア及びそれに含まれる技術を海外に持出し又は外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という）上の非居住者に提供する場合（本ソフトウェアがインストール又は複製されたコンピュータ若しくは記録媒体を海外に持ち出す場合及び外為法上の非居住者に提供する場合を含む）は、外為法上要求される経済産業大臣の輸出許可を取得するなど、お客様ご自身で外為法及びその他の法律等に基づき要求される手続きを適正に行うものとします。
- 2 お客様は、本ソフトウェア及びそれに含まれる技術を武器や兵器の開発・製造に一切使用してはならないものとします。

（仕様変更）

- 第8条 当社は、本ソフトウェアの仕様を、事前にお客様へ通知することなく変更する場合があります。

(情報収集、個人情報)

第9条

お客様の本ソフトウェアの使用開始に伴い、次の各号に掲げる情報（以下「情報」という）につ

いて当社が取得することがあります。取得した情報は当社のサービス向上及びライセンス管理の目的のみに利用します。尚、各号で取得する情報には該当情報に関連するパスワードは含まれません。

(1) ソフトウェアをインストールした端末の環境情報

- ・OS
- ・識別情報
- ・ディスク容量
- ・メモリサイズ
- ・インストールフォルダ名
- ・ソフトウェアの利用に必要なパッケージ、ライブラリの名前とバージョン

(2) ライセンス情報

- ・EID
- ・更新状況
- ・ソフトウェアのバージョン番号

(3) ソフトウェアの実行情報

- ・ソフトウェアの起動及び終了した日時
- ・インストール端末の実行ユーザー名
- ・ユーザー識別子とログイン/ログアウト日時
- ・各機能の実行開始及び終了日時
- ・実行した機能の種別と識別子
- ・各機能の実行状態
- ・入力データサイズ（データの内容は含まれません）

(4) ソフトウェアの利用状況

- ・登録ユーザー数
- ・ソフトウェアの管理するプロジェクト数とそれに含まれる要素数

- 2 前項各号の情報にはお客様個人を識別できる情報（EID、インストール端末の実行ユーザー名等）が含まれる場合があります（以下「識別情報」という）。当社は、識別情報及びお客様が本ソフトウェアのユーザー登録フォームに記入された情報の取り扱いについて、当社が別途定める個人情報保護方針(<https://www.msi.co.jp/information/privacy.html>)に則り適切な取扱い及び管理をするものとし、法令に基づく場合を除き、無断で第三者に提供することはありません。

(使用期間と期間終了時の義務)

第10条 本学生研究奨励賞用貸与版ソフトウェアの使用期間は、ダウンロード日から2026年2月27日までとします。

- 2 お客様は、使用期間が終了した際は、ソフトウェア（複製物を含む）及びソフトウェアの使用を通じて知り得たソフトウェアに関する情報を含む書類（学生研究奨励賞への提出論文を除く）、電磁的記録媒体その他これらに類するものを破棄するものとします。
- 3 お客様が本契約に違反した場合、本契約は終了します。その場合、お客様は、本ソフトウェア及びその複製物の全てを直ちに消去又は破棄することとします。
- 4 お客様は、理由の如何を問わず、本契約の終了について当社に対し 補償金その他いかなる名目の支払いも請求することはできません。
- 5 本契約終了後も、第4条（禁止事項）4項、第5条（機密保持）、第6条（保証）、第9条（情報収集、個人情報）、第12条（管轄裁判所及び準拠法）の規定は有効に存続するものとします。
- 6 本ソフトウェアを用いて執筆された論文等には、当社ソフトウェアの名称を明記してください。

(反社会的勢力との関係排除)

第11条 当社及びお客様は、自己及び自己の役員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった

時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、合わせて「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 当社及びお客様は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 当社及びお客様は、自己又は自己の役員が暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の定めに基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
- 4 前項の定めにより、本契約を解除された者は、自己に損害が生じた場合にも、相手方に何らの請求を行わないものとします。また、当該相手方に損害が生じたときは、その賠償責任を負うものとします。

(不可抗力)

第12条 お客様及び当社は、天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、重大な疾病、感染症リスク若しくはこれに類するもの、争議行為、法令等の制定若しくは改廃、公共インフラ（輸送機関、通信回線等を含む。）の事故、電力事故、政府機関による命令、仕入先等の製造中止及び操業停止、本ソフトウェアに対する第三者による物理的侵害その他自己の責に帰すことのできない事由（以下総称して「不可抗力」という。）による本契約の履行遅滞又は履行不能（金銭債務を除く。）について、相手方に対し本契約上の責任を負わないものとします。なお、本条における不可抗力による本契約履行遅滞又は履行不能には、お客様又は当社の合理的な指示に基づく自宅待機措置等による本契約履行遅滞又は履行不能を含むものとします。

(管轄裁判所及び準拠法)

第13条 本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとします。

2 本契約の成立及び効力並びに本契約に関して発生する問題の解釈及び履行等については、日本国の法律に準拠するものとします。

(契約の変更)

第14条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を変更することができるものとします。

- (1) 本契約の変更が、お客様の利益に適合する場合
- (2) 本契約の変更が、本契約をした目的に反せず、かつ変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

2 当社は、前項により本契約を変更する場合には、変更の1週間前までに、当社のウェブサイトその他の当社が適切と判断する方法により、次の各号に定める事項を周知するものとします。

- (1) 本契約を変更する旨
 - (2) 本契約変更後の本契約の内容
 - (3) 変更後の本契約の効力発生日
- 3 お客様は、本契約の変更に同意しない場合、変更後の本契約の効力発生日までに、第10条（契約の終了）第1項により、本契約を終了させるものとします。

（ライセンスの管理）

第15条 本ソフトウェアのライセンス管理には、SentinelRMS（SentinelRMS©2005 SafeNet, Inc. All rights reserved.）及びSentinelEMS（SentinelEMS©2009 SafeNet, Inc. All rights reserved.）が使用されています。SentinelはSafeNet, Inc. の登録商標です。

（生成AI利用機能の利用）

- 第16条 本ソフトウェアには、生成AIを活用した機能（以下「生成AI利用機能」という）が含まれる場合があります。
- 2 生成AI利用機能の利用条件及び注意事項については、別紙1「生成AI利用機能に関する利用条件及び注意事項」に定めるものとします。
 - 3 生成AI利用機能が含まれる本ソフトウェアを利用する場合、お客様は別紙に定める条件を遵守するものとします。
 - 4 本ソフトウェアに生成AI利用機能が含まれていない場合、本条の適用はありません。

2025年7月1日

株式会社NTTデータ数理システム

生成AI利用機能に関する利用条件及び注意事項

本別紙は、「学生研究奨励賞用貸与版ソフトウェア使用許諾条件」の一部を構成し、本ソフトウェアに搭載されている生成AI利用機能の利用条件及び注意事項を定めるものです。

1. Azure OpenAI Serviceの利用

本ソフトウェアには、Microsoft社が提供するクラウドサービスAzure OpenAI Serviceを使用する生成AI利用機能（以下、「生成AI利用機能」といい、名称は「教えて！Alkano先生」とする）が含まれています。生成AI利用機能は、本ソフトウェアを利用した業務効率化及びデータ分析支援を目的として提供されます。お客様は、生成AI利用機能を有効化しなくても、本ソフトウェアの他の機能を利用することができます。生成AI利用機能を利用するには、お客様ご自身が以下を行う必要があります。

- (1) Microsoft社とAzure OpenAI Serviceの利用契約を締結すること
- (2) Azure OpenAI Serviceで利用する生成AIのAPIキーとエンドポイントを取得し、本ソフトウェアに入力すること

尚、Microsoft社のAzure及びAzure OpenAI Serviceのポリシーや利用規約についてはMicrosoft社の公式サイトをご確認ください。お客様が Azure OpenAI Serviceの利用契約を締結しない場合、生成AI利用機能はご利用いただけません。この場合、当社は一切の責任を負いません。

2. Azure OpenAI Serviceへのデータ送信について

本ソフトウェアにおいてお客様が生成AI利用機能を有効化し、APIキーとエンドポイントを設定して生成AI利用機能を使用した場合、以下のデータがAzure OpenAI Serviceに送信されます。

- (1) 本ソフトウェアに含まれるプロンプト及びマニュアル
- (2) 生成AI利用機能の以下の項目でユーザーが入力した情報
 - ① 「教えて！Alkano先生」機能におけるトピックのタイトル
 - ② 「教えて！Alkano先生」機能におけるトピックの概要
 - ③ 「教えて！Alkano先生」機能におけるトピックへのコメント（投稿したユーザーのユーザー識別子、投稿した時刻を含む）

（(2)を以下、「Azure OpenAI Service処理対象データ」という）

Azure OpenAI Service処理対象データは、お客様が設定したエンドポイントを通じて、Azure OpenAI Serviceの手順に則り送信されます。送信されたデータの取り扱いは、Microsoft社のAzure及びAzure OpenAI Serviceのポリシーに基づいて処理されます。尚、Azure OpenAI Serviceに送信される情報は、「本ソフトウェアに含まれるプロンプト及びマニュアル」及び「Azure OpenAI Service処理対象データ」のみです。「Azure OpenAI Service処理対象データ」以外のお客様のデータが勝手に送信されることはありません。但し、お客様が誤って個人情報、権利保護される情報、又は秘匿性の高い情報をAzure OpenAI Service処理対象データとして入力した場合、それらの情報がAzure OpenAI Serviceに送信される可能性があります。この場合、お客様に生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。

3. 生成AIの出力に伴うリスク

生成AIの特性上、生成AI利用機能の出力には以下のようなリスクが含まれる可能性があります。

- (1) 事実と異なる情報（ハルシネーション）
生成される内容が事実に基づいていない可能性があります。
- (2) 不適切な内容
意図せずに差別的、非論理的、又は攻撃的な表現が含まれる可能性があります。
- (3) 第三者の著作権侵害
生成された内容が第三者の著作物と酷似する可能性があります。
- (4) 動作しないプログラムコード
出力されたプログラムコードが、期待どおりに動作しない可能性があります。

生成された出力データの確認及び判断は、お客様の責任で行っていただく必要があります。

4. 免責事項

本ソフトウェアが提供する生成AI利用機能の利用に伴い発生する以下の損害について、当社は一切の責任を負いません。

- (1) Azure OpenAI Serviceの不具合、サービス停止、機能の制限、モデルの変更又は提供終了による損害
- (2) お客様がAzure OpenAI ServiceのAPIキーを適切に管理しなかったことによる損害
- (3) 生成AI利用機能を通じて提供された以下の出力の内容に起因する損害
 - ① 使用目的への適合性の欠如
 - ② 内容の的確性、正確性、完全性、又は信頼性の欠如
 - ③ 生成された情報が誤り、不適切又は有害である場合
- (4) お客様が生成AI利用機能を利用することによって第三者の権利を侵害した場合
- (5) その他、生成AI利用機能の特性上発生する可能性のある一切の損害
- (6) Microsoft社によるAzure OpenAI Service処理対象データの取り扱い、保護、管理に起因する損害

5. 生成AI利用機能が利用するAzure OpenAI Serviceの互換性について

当社は、Azure OpenAI Serviceが提供するgpt-4oモデル(2024-05-13)及びAPIバージョン(2024-10-21)で本ソフトウェアの生成AI利用機能の動作を保証します。他のモデルやAPIバージョンを利用した場合やgpt-4oモデルやAPIバージョンが提供終了となった場合、生成AI利用機能が正常に動作しない又は利用できなくなる可能性があります。この場合、当社は代替手段を提供する義務を負わず、またこれに起因する損害についても一切の責任を負いません。